

第57回

高知県・高知市病院企業団議会臨時会会議録

令和6年7月9日開会

令和6年7月9日閉会

高知県・高知市病院企業団

高知県・高知市病院企業団議会

第57回高知県・高知市病院企業団議会臨時会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（7月9日）

出席議員	2
説明のため出席した者	2
議会事務局職員出席者	3
議事日程	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案の上程	4
村岡企業長	4
質疑	6
採決	10

卷末掲載文書

議案の提出について	12
議決一覧表	13

招 集 告 示

高知県・高知市病院企業団告示第6号

第57回高知県・高知市病院企業団議会臨時会を、令和6年7月9日に高知医療センター11階会議室に招集する。

付議事件は、次のとおりである。

令和6年6月10日

高知県・高知市病院企業団企業長 村岡 晃

- (1) 高知県・高知市病院企業団監査委員の選任についての同意議案
- (2) 高知県・高知市病院企業団条件付採用期間中の職員及び臨時的任用期間中の職員の分限に関する条例議案

議 員 席 次

1 番	大 石	宗 君	2 番	大久保	尊 司 君
3 番	岡 崎	豊 君	4 番	岡 田	芳 秀 君
5 番	金 岡	佳 時 君	6 番	上 治	堂 司 君
7 番	坂 本	茂 雄 君	8 番	高 木	妙 君
9 番	竹 村	邦 夫 君	10 番	長 尾	和 明 君
11 番	西 森	雅 和 君	12 番	浜 口	佳寿子 君
13 番	明 神	健 夫 君	14 番	吉 永	哲 也 君

第57回高知県・高知市病院企業団議会臨時会会議録

令和6年7月9日（火曜日） 会議第1日

出席議員

1番	大石	宗君	2番	大久保	尊司君
3番	岡崎	豊君	4番	岡田	芳秀君
5番	金岡	佳時君	6番	上治	堂司君
7番	坂本	茂雄君	8番	高木	妙君
9番	竹村	邦夫君	10番	長尾	和明君
11番	西森	雅和君	12番	浜口	佳寿子君
13番	明神	健夫君	14番	吉永	哲也君

説明のため出席した者

企業長	村岡	晃君
院長	小野	憲昭君
副院長	林	和俊君
副院長	西岡	明人君
副院長	澁谷	祐一君
統括調整監兼事務局長	濱田	仁君
監査委員	細川	哲也君
医療局長	尾崎	和秀君
看護局長	田鍋	雅子君
薬剤局長	公文	登代君
医療技術局長	西森	由加里君
栄養局長	十萬	敬子君
感染対策センター長	西内	律雄君
救命救急センター長	齋坂	雄一君
こころのサポートセンター長	澤田	健君
事務局次長	伊藤	一彦君

議会事務局職員出席者

事務局次長（議会事務局長）	山中	健徳君
書記	西	理恵君
書記	森	まゆみ君

書	記	森	田	直	也	君
書	記	佐	野	和	洋	君
書	記	光	信	克	紀	君

-----◇-----◇-----

議 事 日 程（第 1 号）

令和 6 年 7 月 9 日（火曜日） 午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3

議第 1 号 高知県・高知市病院企業団条件付採用期間中の職員及び臨時的任用期間中の
職員の分限に関する条例議案

議第 2 号 高知県・高知市病院企業団監査委員の選任についての同意議案

-----◇-----◇-----

午前10時00分 開会 開議

○議長（明神健夫君） 皆さんおはようございます。

ただいまから令和 6 年 7 月高知県・高知市病院企業団議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

-----◇-----◇-----

会議録署名議員の指名

○議長（明神健夫君） これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて、

10番 長 尾 和 明 議員

11番 西 森 雅 和 議員

12番 浜 口 佳寿子 議員

をお願いいたします。

-----◇-----◇-----

会期の決定

○議長（明神健夫君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期を本日 1 日といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、今期臨時会の会期は本日 1 日と決しました。

—————◇—————◇—————

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

企業長から地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づく予算の繰越報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしております。

議案の上程（議第 1 号高知県・高知市病院企業団条件付採用期間中の職員及び臨時的任用期間中の職員の分限に関する条例議案から議第 2 号高知県・高知市病院企業団監査委員の選任についての同意議案まで）

○議長（明神健夫君） 日程第 3、議第 1 号、高知県・高知市病院企業団条件付採用期間中の職員及び臨時的任用期間中の職員の分限に関する条例議案から議第 2 号高知県・高知市病院企業団監査委員の選任についての同意議案まで、以上 2 件を議事の都合上、一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

企業長、村岡晃君。

○企業長（村岡 晃君） おはようございます。

本日、議員の皆様の御出席をいただき、令和 6 年 7 月病院企業団議会臨時会が開催されますことを厚くお礼申し上げます。

まず初めに、今年度より新たに就任しました、幹部職員を紹介いたします。

○統括調整監兼事務局長（濱田 仁君） 統括調整監兼事務局長の濱田仁と申します。よろしく願いいたします。

○医療技術局長（西森由加里君） 医療技術局長の西森由加里と申します。よろしく願いいたします。

○企業長（村岡 晃君） 新任の幹部職員を含めた新たな体制で運営に当たって参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議案の説明に先立ち、運営状況、当面する課題についてご報告いたします。

まず、経営状況について、令和 5 年度の実績について申し上げます。

令和 5 年度の入院患者数は、延 157,477 人、1 日当たり平均 430 人で前年と比べ 17 人の増加、1 人当たりの入院診療単価は 93,438 円となり、入院収益は前年比 106.1%と、8 億 4,400 万円余り増加しました。

また、外来患者数は、延 191,144 人、1 日当たり平均 787 人で前年と比べ 29 人の増加、1 人当たりの外来診療単価は 25,913 円で、外来収益は前年比 107.7%、3 億 5,500 万円余り増加しました。

こうした結果、収益はほぼ全ての月で前年を上回り、入院・外来あわせて12億円の増加となり、医業収益は開院以来最高の202億円を超える決算となりました。

救急患者の積極的な受入れや、手術件数の増加等によって、コロナ5類移行後も患者一人当たりの診療単価は前年度を上回る状況となっており、高知医療センターに求められている高度で専門的な医療の提供が着実になされた結果であると受け止めております。

一方、新型コロナウイルス関連の補助金収入が令和4年度と比較すると18億円程大きく減少し、費用面においては、労務単価・物価の上昇による委託料などの経費や材料費が増加したことによって、同じ収益を上げるのにもコスト負担が増加するといった状況の中ではありましたが、収支においては、診療収入の大幅な増加もあり、純損益で2億円の黒字を確保できる見込みとなっています。

ただ、今後の病院経営については大変厳しいものがあります。

日本経済がインフレ局面に入り、材料費や経費、人件費などが増加し収益率が悪化しておりますので、公定価格で運営する病院にとっては、大変厳しい環境となりました。

今年度は、診療報酬の改定年で、医科本体では、0.88%のプラス改定となりましたが、内容的には、昨今の物価高騰・賃金上昇を反映したもので、病院医療を提供する立場から言えば、厳しい内容です。

全体では、プラス改定になったものの、医療機能に応じた入院医療の評価の名目で、特定集中治療室管理料の医師の勤務体制が見直され、当院でも、集中治療病棟（ICU）で多額の減収が見込まれるなど、大変厳しいものがあります。

加えて、県内の産科医師不足が報道されていますが、産科に限らず、医師の地域偏在や診療科偏在による医師確保の困難さも増してきており、今後の急速な少子高齢化の進行など、社会環境の変化も踏まえますと、今後の経営は、非常に難しく厳しいものになると考えているところです。

ただ、こうした中にあっても、地域医療を守るために持続可能な病院経営が求められていますので、高知県の基幹病院として地域医療を守るために、今後も職員と力をあわせ、経常収支の均衡が図られるよう経営改善の取組を確実に推進してまいりたいと考えております。

それでは、今回提案しました議案についてご説明します。

第1号議案は、高知県・高知市病院企業団条件付採用期間中の職員及び臨時的任用期間中の職員の分限に関する条例の制定議案です。

この条例は、地方公務員法第29条の2第2項の規定に基づき、条件付採用期間中の職員及び臨時的任用期間中の職員の適正な分限処分の確立及び公平公正な分限処分の基準と手続きを定めるものです。

第2号議案は、高知県・高知市病院企業団監査委員の選任についての同意議案です。

これまで監査委員を務めていただきました細川哲也氏の任期が令和6年7月18日をもって満了となりますので、同氏を再任することについての同意をお願いするものです。

なお、議案の詳細につきましては、後ほど統括調整監から説明いたします。

議員の皆様におかれましては、何とぞご審議の上、適切な議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（明神健夫君） 統括調整監、濱田仁君。

○統括調整監兼事務局長（濱田 仁君） 統括調整監の濱田でございます。よろしくお願いいたします。ご審議をいただきます2点の議案につきまして、一括してご説明をさせていただきます。

右側に①と記載しております、臨時会議案とありますものをお願いいたします。

①と記載してあるものをお願いいたします。1ページ目をお願いいたします。

議案第1号高知県・高知市病院企業団条件付採用期間中の職員及び臨時的任用期間中の職員の分限に関する条例案でございます。

正職員の採用に当たりましては、地方公務員法第22条で、6ヶ月間、最大で1年間の条件付採用期間が定められています。その間、その職務を良好な成績で遂行した場合に、正式採用されるということとなっております。

高知医療センターの職員には、高度急性期の医療を提供する病院として高い医療技術水準が求められております。高度急性期病院として、一般の医療機関や診療所の医療水準とは異なる高い水準を求められ、そのことは本院で働く職員にも求めてられております。

条件付採用期間中に、勤務実績が不良で能力に欠けることが明らかになった場合には、患者さんを守り、また職員本人を守るためにも、引き続き運用していくことが適当でないと判断する場面を生じることがあるかと思えます。

条件付採用期間中の職員は、法に定められた事由や条例などによらずとも任意に処分をなし得ることは可能となっておりますが、同職員の適正な分限処分の確立及び、公平公正な運営処分の基準と手続きを定めることを目的に、条例を制定するものでございます。

2ページ目をお願いいたします。監査委員の選任についての同意議案でございます。

これまで監査委員を務めていただきました、細川哲也氏の任期が令和6年7月18日で満了となります。監査委員につきましては、病院企業団規約によりまして、病院事業の経営管理に関し識見を有するものを選任することとなっております。

細川氏はお手元に配付させていただいております履歴書にございますとおり、会計検査委員職員、高知市代表監査委員、そして長期間、会計監査業務に従事するとともに、令和2年7月から4年間病院企業団の監査委員を務めていただくなど、病院事業経営管理並びに病院会計に精通した方でございます。

企業団の監査委員に、細川哲也氏を選任させていただきたく、再任の御審議をお願いさせていただきます。

以上で議案のご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（明神健夫君） これより質疑並びに一般質問を行います。

一般質問の通告はありません。質疑はございますか。坂本議員。

○7番（坂本茂雄君） ありがとうございます。

この分限に関する条例議案なんですけども、さっき言われた医療的に高い水準を求められる医療機関であり、そういう意味では、職員が条件付任用期間中に、勤務実績あるいは勤務能力そういったものについても、責務の判断がされたうえで、本採用になるかならんかを条例で定めるもの、今までもそういうふうに求められてきたと思うんですね。あえてこの時期に条例化をしないといけないという判断に至った経過があるのかどうか、その辺についてお答えいただけたら。

○議長（明神健夫君） 村岡企業長

○企業長（村岡 晃君） ご質問のとおり、これまでも医療センターで働く職員は高い医療水準、技術が求められており、この点について変化があったということではございません。

ただ、最近、雇用をしてから、なかなか職務に適應できない方というのがいるのが現状でございます。例えば看護師さんなんかでも、高齢者の方だとか、慢性期の方を対象にした看護は十分できるんですが、医療センターにはなかなか向かないという方も、現実には存在をしているような状況がございます。

そういう方々は、職場の中で、無理をしながら働いて、体調を壊したりというような状況もございます。職員の皆さんと話し合いをしながら、自主的に退職を選択をされるケースもあるのが実態でございますので、そうしたことを踏まえて、明確な基準を設けることによって、職員の皆さんにも事前に正式任用にならないことはあるという、そういう基準を明確にすることによって、職員の皆さんとの話し合いとか、それから成長に向けた努力、そういうことも取り組んでいけるのではないかとということで、今回改めて条例制定をお願いしているところでございます。

○議長（明神健夫君） 坂本議員

○7番（坂本茂雄君） よくわかりましたが、分限に関する条項ですので、その点については、これから入ってくる職員さんにも丁寧に、説明は事前にされる必要があるだろうと思えますし、こういう条例を定めたんだということも含めて、現在おられる職員の方にも周知をされるというか、事前の丁寧な対応を組合なんかにも対してしておいていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（明神健夫君） 村岡企業長

○企業長（村岡 晃君） はい、当然、条例を制定したので、これを安易に適用していくという考え方ではございませんので、あくまでも、採用してから、しっかりとその職員に対して指導育成をして、研修体制等も充実をした上で、それでもなおかつ、なかなかやっぱり、医療センターの職員には適應しない、そういう可能性のある方に対しての対応ということでございますので、しっかりこうした条例を作ったということを、職員の皆さんには周知をしながら、また、日ごろの業務の中でも、やっぱり、求められる水準に対して、日々努力していただくとい

うことも、職員の皆さんにお願いしなくてはならないと思いますので、そういう契機として、しっかりと啓発していきたいと思います。

○議長（明神健夫君） 浜口議員

○12番（浜口佳寿子君） 先ほどの坂本議員とも関連するんですけど、そういった判断をされる体制といえますか、こういった体制で勤務のうえ退職なさった方にこういった時点で告知されるのか、途中で指導されるということですけど教えていただけたら。

○議長（明神健夫君） 村岡企業長

○企業長（村岡 晃君） 一般的に条件付採用期間中については6ヶ月の能力の実証期間というのがありますので、基本的にこの6ヶ月の間に能力の実証に問題がないということであれば、例えば4月採用であれば10月1日には正式任用されるという手続きになります。

ただ、能力の実証に課題があると考えられる職員に対しては、最長で1年間、この能力の実証期間を延長することができるとなっていますので、現状の中でも、そういう方に対しては、1年間延長するケースがございます。

そういう方に対しては、どういった点が職務として十分でないかということ、本人との間でも向き合いながら、課題を認識して、職場の中においても、研修体制、或いは部署の変更等が必要であれば、部署の変更も行いながら取り組みを進めて、職員の皆さんの成長を促すということをやっていくことになります。

現在は直属の上司と幹部職員が、採用についての評価をしていくことになっておりますが、今回の条例制定を機に、改めてそういう課題のある方に対して、どういう仕組みでやっていくのか、最終的には、医療センターの中に、人事問題委員会という組織がありますので、幹部職員含めて、正式任用をするかしないかを、それまでの客観的な取り組みに基づいて評価をしながら、きちんと対応はしたいと考えています。

○議長（明神健夫君） 浜口議員

○12番（浜口佳寿子君） 先ほどご答弁があったことは、この3条にある「必要な事項は別に企業長が定める」とあるこのことか。

○議長（明神健夫君） 村岡企業長

○企業長（村岡 晃君） はい。具体的な詳細については企業団の手続きの中で定めながら、先ほど言いましたように、安易に実施するということになれば、法律的にもいわゆる任命権者の権限の乱用にもつながりますので、そういうことにならないような仕組みを構築して参りたいと思います。

○議長（明神健夫君） 金岡議員

○5番（金岡佳時君） はい。ありがとうございます。この条例案、見てみますとですね。

第2条のそれぞれ、1、2、3号っていうのは、職員に関する事ということになりますけども、ところが、4と5号はですね、これについてお伺いしたいんですが、まず、正職員の分限に関する条例というものがあるのかどうか分かりませんが、その正職員の分限に関する

中にこの４と５号のようなものはあるんですか。

○議長（明神健夫君） 村岡企業長

○企業長（村岡 晃君） 正職員の分限に関する条例という定めもございますが、根拠の法令については、地方公務員法に定められております。第28条で、正職員の免職等に関しては、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合という規定がございますので、それと同様に、第２条の４号に規定をしているということでございます。

それと関連をして、５号については、具体的に法律等で定められたものはございませんけれど、また県内の自治体の事例を参考にいたしましたときに、南海トラフ等の地震災害だとか、大規模災害ということも想定されますので、それによって、４号の事業の減少に伴う過員を生じた場合というところも関連はいたしますけれど、そういった点で、天災遅延によって、事業の継続が不可能になった場合にも、そういう可能性があるということで、明文化をしたというところでございます。

○議長（明神健夫君） 金岡議員

○５番（金岡佳時君） 正職員も同様にあるとするならばですね、それはそれで公正、公平ということになると思うんですけど、もしなければダメかなと思ったので、それはあるということに理解いたしました。

５号については、継続が不可能になった場合というか、もう継続が不可能なのですから、職員として、それはどんな形があれ切るしかできないわけですよね。ですから、そこら辺はあえて、こういうふうに条文がいののだろうか。ちょっと疑問を感じるんですね。

○議長（明神健夫君） 村岡企業長

○企業長（村岡 晃君） 今ご指摘のとおり、事業の継続ができないということになれば、当然条件付採用期間中の職員だけではなく、正職員も、なかなかそこで働くことができない環境になるというのは事実でございます。ただ、こういうこともあるということを、条例の中で明記をして、採用の段階から、きちんとお示しをしてご理解をいただくことも必要ではないかということもありまして、あえて、他の自治体の事例を参考にして、この文言を追加したというところでございます。

○議長（明神健夫君） 金岡議員

○５番（金岡佳時君） 終わりにしますが、あえてというところがね、私は非常に疑問を感じるんで、必要のないっていうか、無くて理解のできることをあえて入れることによって、そして臨時的な任用職員が、言葉が悪いですけどね、萎縮するような、ひょっとしたら首切られるんじゃないかみたいなことを感じることはあればですね、これは非常に問題があると思います。あえてということなんですが、そのあえてが必要なのかどうか私の頭の中で疑問を感じる部分でございます。答えは先ほどのお答えと同じになると思いますが、それこそ”あえて”、答えていただきたい。

○議長（明神健夫君） 村岡企業長

○企業長（村岡 晃君） 今回ご提案している条例の第2条の4号では、定数の改廃、予算の減少により過員を生じた場合と規定がございます。医療センターの定数を、事業継続が困難になった場合に改正をしたり、予算を議決した後、減少した場合には、分限の適用もありうるという規定になっているんですが、災害が起こった際に、予算の議決や定数の改廃等ができるかどうかというところもございますので、条件付採用期間の、正式任用するかどうかというのは一定の、1年以内の期間内最長でも1年以内の期間内に判断をしていくということでありまして、そのタイミングと合わなかった場合に、予算は減少していないけれど、災害の中で事業継続が困難な場合に、正式任用しないこともありうるという判断も必要になる場面もあるのではないかとということも踏まえて、あえて入れたということでございます。

○議長（明神健夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（明神健夫君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この際、討論を省略し、直ちに採決に入ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。

—————◇—————◇—————

採 決

○議長（明神健夫君） これより採決に入ります。

議第1号高知県・高知市病院企業団条件付採用期間中の職員及び臨時的任用期間中の職員の分限に関する条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（明神健夫君） はい、挙手全員であります。よって、本議案は可決されました。

次に、議第2号高知県高知市病院企業団監査委員の選任についての同意議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（明神健夫君） 挙手全員であります。よって、本議案に同意することに決しました。ただいま選任の同意をいただきました、細川哲也監査委員から、承認にあたって一言発言したいとの申し出が入っております。この際、細川監査委員の発言を許可します。

細川哲也監査委員

○監査委員（細川哲也君） 発言の機会をいただきました。

ただいま、2期目の監査委員の選任につきまして承認いただきまして、どうもありがとうございました。

2期目につきましても、自治法に定める事項に基づき監査を実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私、4年間、高知市の常勤の代表監査員を務めるかたわら医療センターと競馬組合の監査委員を非常勤で行って参りました。

非常勤でありましても、常勤の監査委員と行う監査項目は変わりません。

また、度重なる地方自治法の改正によりまして、監査する項目につきましては、以前とは比べ物にならないほど数多く、また高度化、そして責任も重くなっております。

医療センターの年間の予算は約250億、競馬組合950億ですけれども、これらの多額の予算につきまして、定期監査、決算審査、それから、毎月の例月の出納、現金の検査等を、多々実施しておりましたけれども、医療センターは、独立した監査委員事務局を持ちません。

それですので、これまで議専の監査委員の高木様と私とで監査を実施して、やってきました。

また、医療センターと競馬組合の監査は時期が重なりますので、秋には目も回るような忙しさになりまして、現実には、高知市の監査業務に支障が生じる状況となっております、私としては、医療センター等の監査につきましては、土日、また夜に行っております。

これらの状況から2期目につきましては、ちょっとお引き受けすることは困難であるというふうに実は申し上げておりましたけれども、競馬組合につきましては他の方に行っていただけるということで、現在調整中と伺っておりますので、医療センターにつきましては、引き続きお受けすることいたしました。

しかしながら、高知市の常勤の監査委員を行いながら医療センターを個人で行うことで、かなりの困難が生じると思いますので、今後できましたらですね、何か検討を、例えば、専任のどなたかに監査委員をお願いしたりですね、独立した監査事務局の職員を配置するなど、検討していただければと思っております。

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（明神健夫君） 以上をもって、今期臨時会提出の案件を全部を議了いたしました。

これをもちまして令和6年7月高知県・高知市病院企業団議会臨時会を閉会いたします。

午前11時34分 閉会

6 高病企第163号
令和6年7月9日

高知県・高知市病院企業団議会
議長 明神 健夫 様

高知県・高知市病院企業団
企業長 村岡 晃

議案の提出について

令和6年7月高知県・高知市病院企業団議会臨時会に、次に記載する議案を別紙の
とおり提出します。

- 議第1号 高知県・高知市病院企業団条件付採用期間中の職員及び臨時的任用期間
中の職員の分限に関する条例議案
- 議第2号 高知県・高知市病院企業団監査委員の選任についての同意議案

令和 6 年 7 月高知県・高知市病院企業団議会臨時会議決一覧表

事 件 の 番 号	件 名	議 決 結 果	議 決 年 月 日
議 第 1 号	高知県・高知市病院企業団条件付採用期間中の職員及び臨時的任用期間中の職員の分限に関する条例	原案可決	6 . 7 . 9
議 第 2 号	高知県・高知市病院企業団監査委員の選任についての同意	同意	6 . 7 . 9